

社会保険等未加入対策に関する留意事項

県では、現場の技能労働者の処遇改善による若年層の建設産業への入職を促進するため、社会保険未加入対策に取り組んでいるところです。

令和元年度の建設業法等の一部改正に伴い、県発注工事における未加入対策を以下のとおり改正します。（下線部が改正箇所）

1 工事契約における指定事項（令和2年10月1日以降）

○元請業者〔変更あり〕

社会保険等未加入業者は入札参加資格を取得できない。

社会保険に加入していない場合、建設業許可・更新ができない。

○1次下請業者〔変更なし〕

全ての工事において、建設業許可を有する社会保険等未加入業者*は1次下請業者となれない。

※「社会保険等未加入業者」の取り扱い

①加入義務のない業者

従業員が5人未満の個人事業所や一人親方等で社会保険等への加入義務のない業者は対象外です。

*詳細は、お近くの年金事務所、労働局等へお問い合わせください。

②建設国保組合に加入している業者

年金事務所等で必要な手続きを行っている場合は、健康保険に加入しているものとして取り扱います。

*詳細は、別添の平成24年7月30日付け国土交通省土地・建設産業局発「建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について」等を確認してください。

2 加入促進に向けての取組事項（令和2年10月1日以降）〔変更あり〕

施工体制台帳確認の結果、下請業者が社会保険等に未加入の場合（加入義務のない業者は除く）、元請業者及び県から加入指導をさせていただきます。また、元請企業が下請企業の作業員名簿の社会保険欄を確認した結果、適切な保険に加入していない場合、作業員を適切な保険に加入させるよう指導することとされています。

◆元請業者の方へのお願い

事業所の形態により加入する社会保険は異なります。

加入義務のない社会保険の加入を下請業者に強要しないよう気を付けてください。

なお、一人親方として請け負い、雇用保険に加入していない作業員について、実態が請負であれば、再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳・施工体系図を作成してください。